# 8 申告書の書き方

## 記入例 1　確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）

### 令和6年度確定保険料の計算例

雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字されている保険料率を使用してください。

※口座振替を利用している事業はP.24もご覧ください。

1.「⑧保険料算定基礎額」欄の算出は、算定基礎賃金集計表（P.16）に基づいて行います。

※賃金集計表は、厚生労働省ホームページに掲載しています。また、申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算支援ツール(雇用保険用)」を用意しています。是非ご利用ください。(下記URLもしくは右のQRコード、または「主要様式ダウンロードコーナー(労働保険適用・徴収関係主要様式)」で検索してください。)

<URL>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html

| 区分 / 月別 | 雇用保険適用者分 A 日雇労働被保険者を除いたすべての被保険者（通勤手当を含める） 人数 | 支払賃金総額 | B 日雇労働被保険者 人数 | 支払賃金総額 |
|---|---|---|---|---|
| 6年 4月 | 6人 | 1,273,290円 | 20人 | 212,500円 |
| 5月 | 5 | 1,108,300 | 19 | 204,000 |
| 2月 | 6 | 1,231,400 | 24 | 246,500円 |
| 3月 | 6 | 1,229,500 | 23 | 234,600 |
| 賞与 6年 7月 | | 2,253,500 | | |
| 賞与 6年12月 | | 2,456,000 | | |
| 賞与 年 月 | | | | |
| 計 | 73人 | 20,823,130円 | 246人 | 2,499,000円 |

(73+246)÷12=26人
申告書⑤欄へ

23,322,130円（A＋B）
千円未満切り捨て

令和6年度確定保険料の算定基礎額
A＋B
23,322千円
申告書「⑧(ホ)」欄へ

2.「⑩確定保険料額」欄は（※記入例は $\frac{18.5}{1000}$ で計算）

保険料算定対象分は、23,322千円×保険料率 $\frac{18.5}{1000}$ ＝431,457（1円未満切捨て）
令和6年度の確定保険料額は431,457円（「⑩(ホ)」欄及び「⑩(イ)」欄へ）

3.「⑳欄差引額」欄は以下の1又は2の場合に計上

431,457円（⑩(イ)確定保険料」欄） − 366,689円（⑱申告済概算保険料額」欄） ＝ 64,768円（⑳(ハ)不足額」欄）

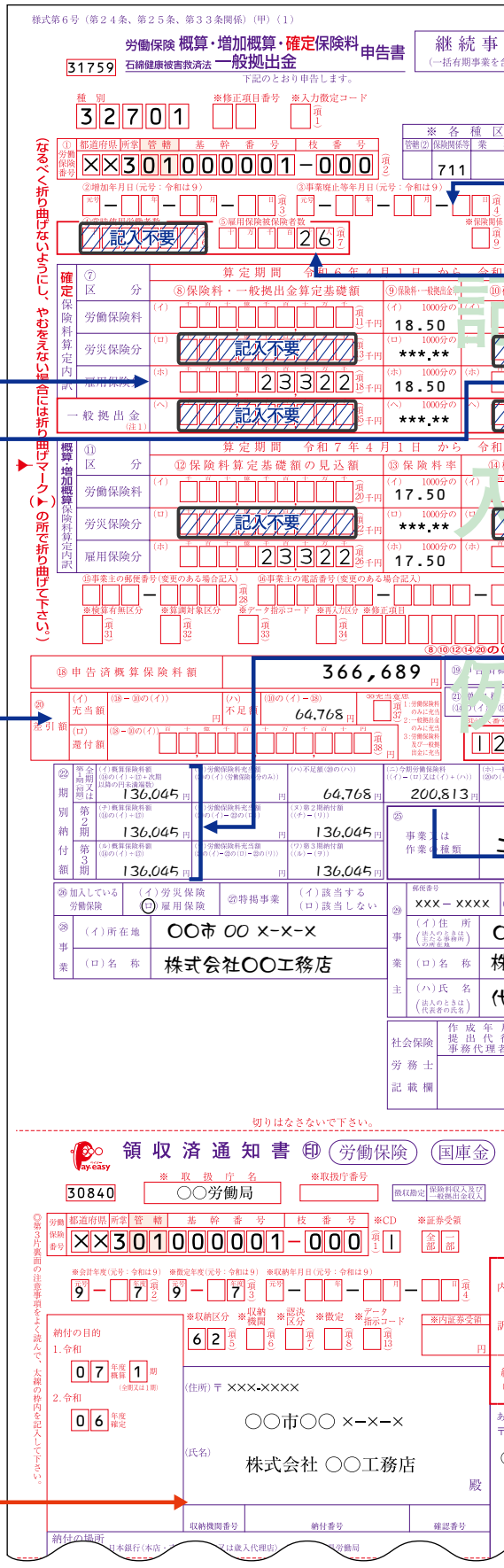
1「⑩(イ)確定保険料」欄　「⑱申告済概算保険料額」欄　「⑳(ハ)不足額」欄
この例では、令和6年度の確定保険料が申告済概算保険料より多いため、不足額欄（⑳(ハ)）に計上することになります。
2 申告済概算保険料が多ければ、充当額（⑳(イ)）に計上することになります。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書（納付書）に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

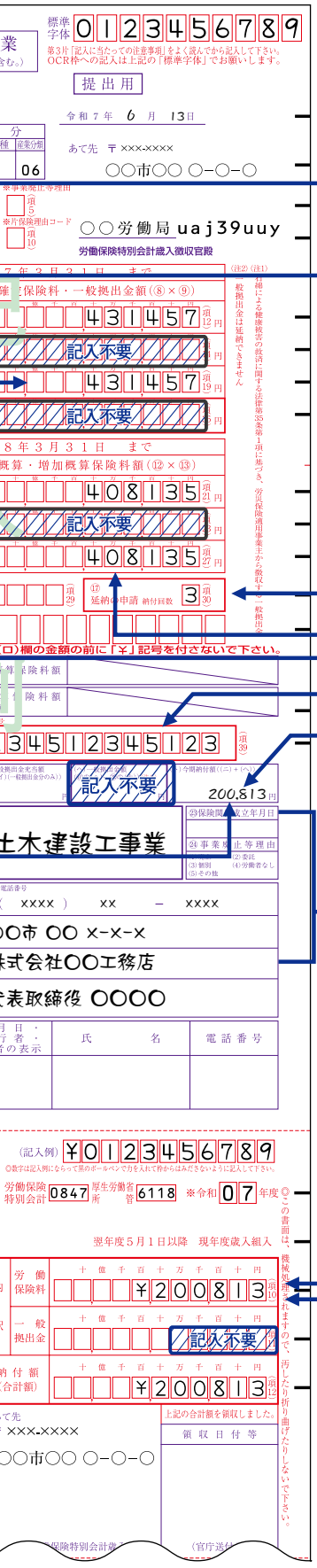
### 申告書の記入例

※電話番

※下書き用申告書を本冊子P.31に掲載しています



番号も忘れずに記入してください。
す。切り取ってご活用ください。




③欄は該当する事業所のみ記入

月平均被保険者数を記入（端数は切り捨て。ただし、0人となる場合は1人とする）

（一括の場合は「1」延納の場合は「3」）

（ロ）欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

㉔欄は③欄に記入した事業所のみ該当
㉕～㉘欄には該当事項を記入
㉗欄「特掲事業」とは、建設・農林水産・清酒製造の事業が該当

## 令和7年度概算保険料の計算例

1. 令和7年度概算保険料算定内訳の「⑫保険料算定基礎額の見込額（ホ）」欄については、「⑧保険料算定基礎額（ホ）」欄と同額を記入してください。
   ただし、賃金総額の見込額が、令和6年度算定基礎額と比較して2倍を上回るあるいは、2分の1を下回ると予想される場合は、その額を記入してください。

2. 「⑭（ホ）概算保険料額」は

⑫欄（ホ）23,322千円×保険料率 $\frac{17.5}{1000}$ ＝ 408,135（円未満切捨て）

3. ㉒欄、労働保険料の期別納付額は
   概算保険料額（⑭欄（ホ））が20万円未満の場合は、「㉒欄（イ）」欄に計上し、一括納付してください。
   なお、概算保険料額（⑭欄（ホ））が20万円以上の場合は3回に等分して納付（延納）することができます。

概算保険料額408,135円÷3回＝136,045円

「㉒（イ）」欄　第1期……136,045円
「㉒（チ）」欄　第2期……136,045円
「㉒（ル）」欄　第3期……136,045円

※余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。（1円又は2円）

㉛欄「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。
※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。
※個人事業主の場合は13桁すべてに「0」を記入してください。
※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

## 今期納付額の計算例

㉒欄（ト）今期納付額欄は
⑳（イ）充当額がある場合　「㉒（イ）」欄−「㉒（ロ）」欄
⑳（ハ）不足額がある場合　「㉒（イ）」欄+「㉒（ハ）」欄

第1期分136,045円+不足額64,768円=今期納付額200,813円
「㉒（イ）」欄　「㉒（ハ）」欄　「㉒（ト）」欄

1. 機械処理をしますので、金額の前に必ず『¥』記号を記入してください。
2. 納付額を訂正したものは使用できません。誤記入の場合は、管轄労働局までご連絡ください。
3. 額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんので、ご注意ください。（歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条）

# 令和６年度確定保険料算定基礎賃金集計表

**なお、この集計表はきりとり線から切り離して、申告書の控えとあわせて保管してください。**

労働保険番号　　事業の名称

| 区分 ＼ 月別 | 雇用保険適用者分 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | A<br>日雇労働被保険者を除いた<br>すべての被保険者（通勤手当を含める） | | B<br>日雇労働被保険者 | |
| | 人数 | 支払賃金総額 | 人数 | 支払賃金総額 |
| 6年 4月 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 5月 | | | | |
| 6月 | | | | |
| 7月 | | | | |
| 8月 | | | | |
| 9月 | | | | |
| 10月 | | | | |
| 11月 | | | | |
| 12月 | | | | |
| 7年 1月 | | | | |
| 2月 | | | | |
| 3月 | | | | |
| 賞与　年　月 | | | | |
| 賞与　年　月 | | | | |
| 賞与　年　月 | | | | |
| 計 | 人 | 円 | 人 | 円 |

きりとり線

## A　欄

- 通勤手当・賞与等その他の手当が含まれていますか（P.13 参照）
- 被保険者とならない代表者や取締役の役員報酬を含めていませんか（P.12 参照）

## B　欄

- 日雇労働被保険者の賃金が含まれていますか
  日雇労働者を雇用した場合、印紙保険料のほかに一般保険料も納付します。

記入例２　確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当・還付を行う場合）

## 充当額の記入方法

⑴　充当額については、全期又は第１期の労働保険料額に充当し、余りがある場合には、第２期、第３期の順に充当してください。

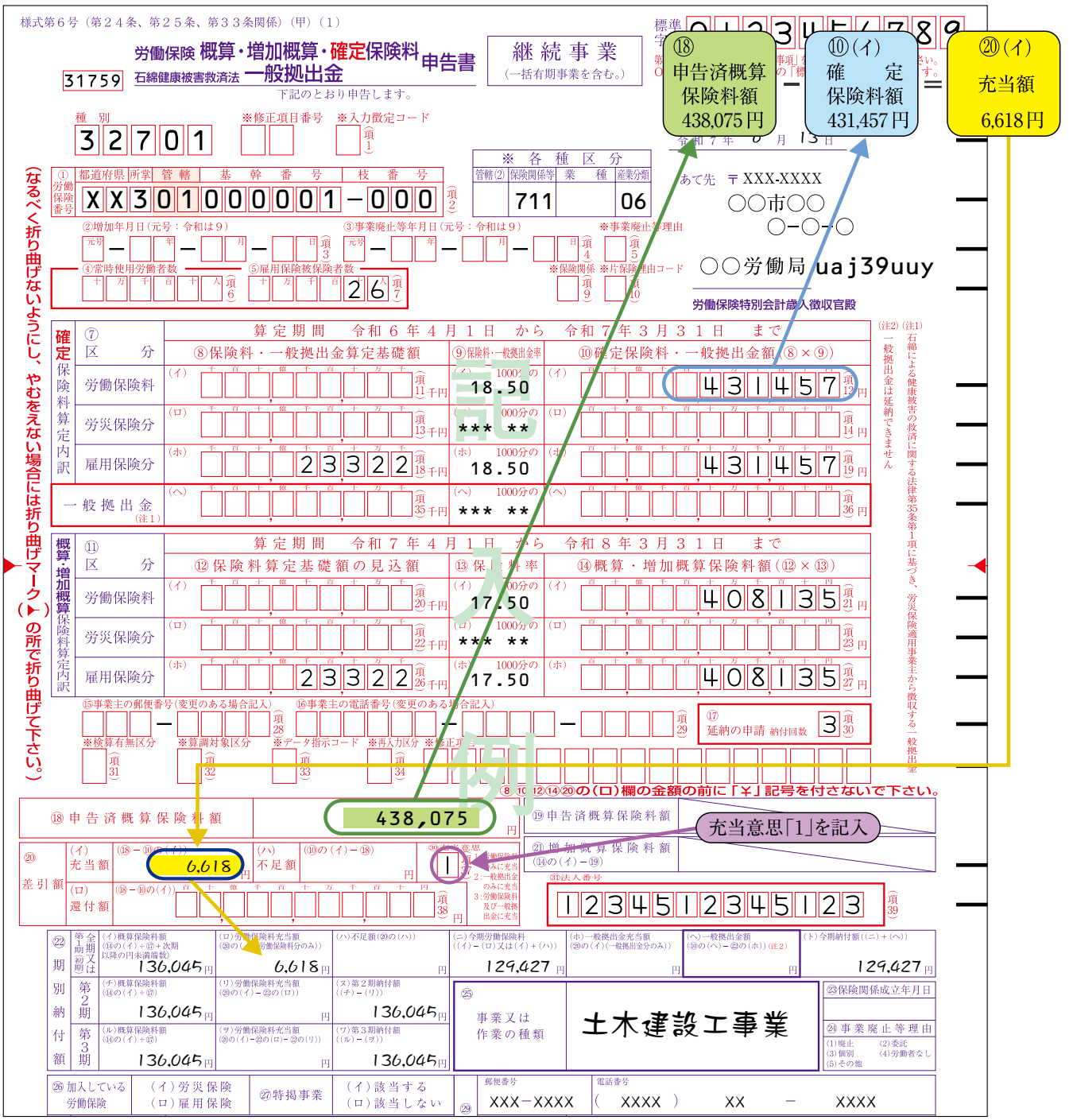
⑵　充当する場合は、「㉚充当意思」欄を必ず記入してください。

⑶　第１期から第３期の順に充当してもなお余りがある場合は、還付の請求が必要です。申告書の提出だけでは還付されませんので、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

なお、請求手続については、P.19の「記入例２②　充当後還付額が出る場合」を参照ください。

# 記入例２① 労働保険料に充当した場合の例

雇用保険率については記入例であり、実際の保険料の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。




〔計算方法〕

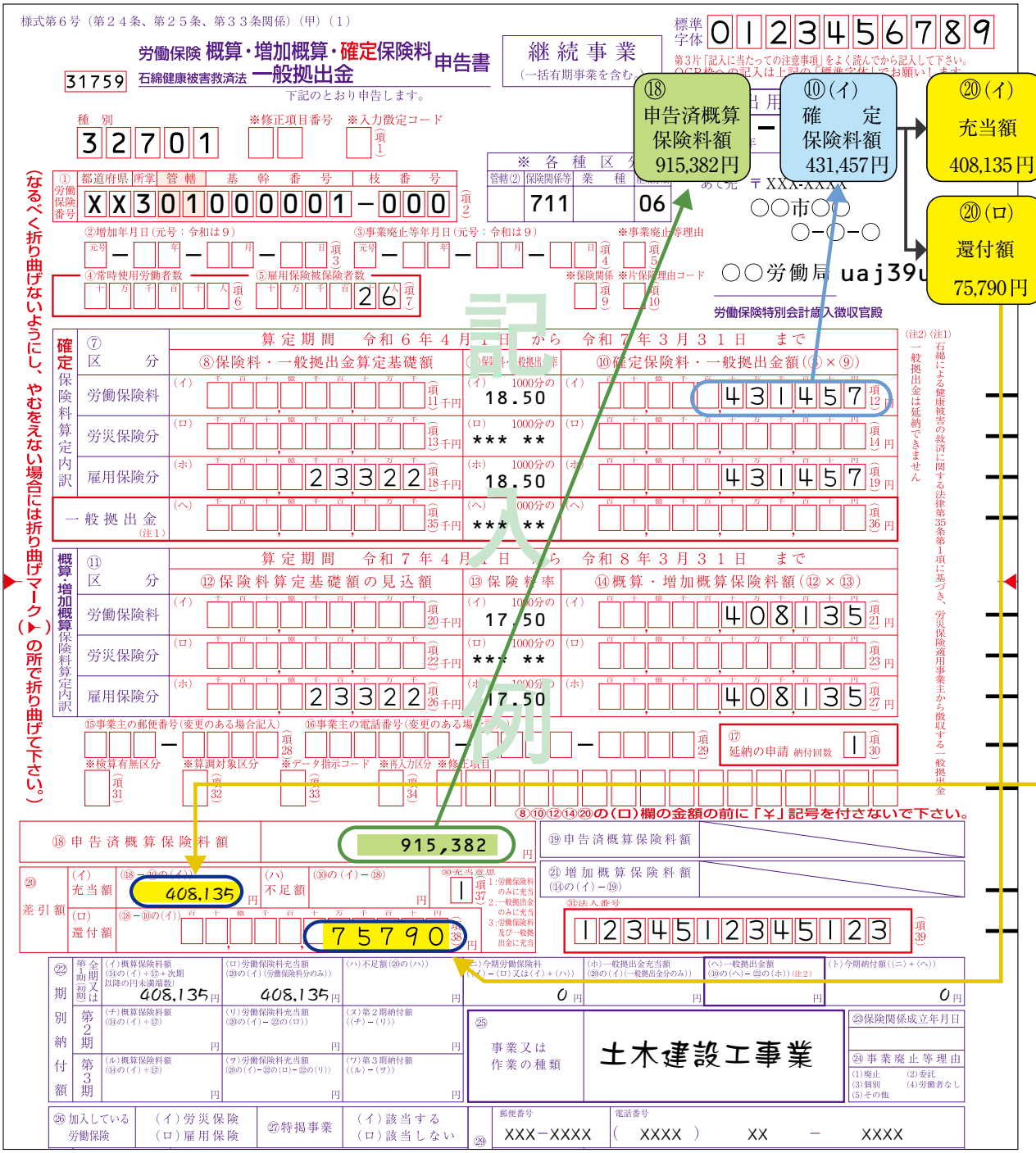
⑭(イ)408,135÷3＝
- 第１期分㉒（イ）136,045円
- 第２期分㉒（チ）136,045円
- 第３期分㉒（ル）136,045円

※保険料率等によっては、余りが生じる場合がありますので、その場合は、余りを必ず第１期分に加算してください。
（余りは必ず１円または２円となります）

〔今期納付額の計算〕

第１期 ㉒(イ) 136,045円 － ㉒(ロ) 6,618円 ＝ 今期納付額 ㉒(ト) 129,427円

# 記入例２② 充当後還付額が出る場合の例




還付額が出た場合、管轄の労働局に「労働保険料･一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

（納付する保険料がない場合は申告書を金融機関･郵便局へ提出することはできません。
管轄の労働局へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いします。）

きりとり線　事業主控が必要な場合はコピーしてください

様式第８号（第36条関係）

労働保険 石綿健康被害救済法 労働保険料 一般拠出金 **還付請求書**

還付金の種別
労働保険料・一般拠出金

種別 3 1 7 5 1

労働保険番号 都道府県 | 所掌 | 管轄（1） | 基幹番号 | 枝番号 （項1）

※修正項目番号 ※漢字修正項目番号

## ① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関（金融機関のない場合は郵便局）

**金融機関**

金融機関名称〈漢字〉 略称を使用せず正式な金融機関名を記入して下さい

種別 1.普通 2.当座 3.通知 4.別段 （項2） 口座番号 ※右詰で空白は０を記入して下さい （項3）

支店名称〈漢字〉 略称を使用せず正式な支店名を記入して下さい

ゆうちょ銀行記号番号 記号 － 番号 ※右詰で空白は０を記入して下さい （項4）

※金融機関コード （項5） ※支店コード （項6）

フリガナ
口座名義人

**郵便局**

郵便局名称〈漢字〉 略称を使用せず正式名称で○○郵便局まで記入して下さい （項7）

区・市・郡〈漢字〉 （項8）

## ② 還付請求額 （注意）各欄の金額の前に「￥」記号を付さないで下さい

**労働保険料**

（ア）納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 （項9） 円

（イ）確定保険料の額又は改定確定保険料の額 （項10） 円

（ウ）差額 （項11） 円

（エ）労働保険料等・一般拠出金への充当額（詳細は以下③）

内訳
（オ）労働保険料等に充当 （項12） 円
（カ）一般拠出金に充当 （項13） 円

（キ）労働保険料還付請求額 （ウ）－（オ）－（カ） （項14） 円

**一般拠出金**

（ク）納付した一般拠出金 （項15） 円

（ケ）改定した一般拠出金 （項16） 円

（コ）差額 （項17） 円

（サ）一般拠出金・労働保険料等への充当額（詳細は以下③）

内訳
（シ）一般拠出金に充当 （項18） 円
（ス）労働保険料等に充当 （項19） 円

（セ）一般拠出金還付請求額 （コ）－（シ）－（ス） （項20） 円

## ③ 労働保険料等への充当額内訳

| 充当先事業の労働保険番号 | 労働保険料等の種別 | 充当額 |
|---|---|---|
| － | 年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金 | 円 |
| － | 年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金 | |
| － | 年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金 | |
| － | 年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金 | |
| － | 年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金 | |

上記のとおり還付を請求します。

年 月 日

（郵便番号 － ） 電話（ － － 番）

事業主 住所

名称

氏名

（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿
労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

※修正項目（英数・カナ）

※修正項目（漢字）

還付理由 1.年度更新 2.事業終了 3.その他（算調等） （項21）

還付金発生年度（元号：令和は９） 元号 － 年 （項22） ※徴定区分 （項23）

| 歳入徴収官 | 部長 | 課室長 | 補佐 | 係長 | 係 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

| 社会保険労務士記載欄 | 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 | 氏名 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| | | | |

（この欄には記入しないで下さい）

〔注意〕
1．①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。
また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
2．還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
3．社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

（注意事項）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第41条第１項及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第１項において、保険料及び一般拠出金の還付を受ける権利は、行使することができる時から２年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されております。

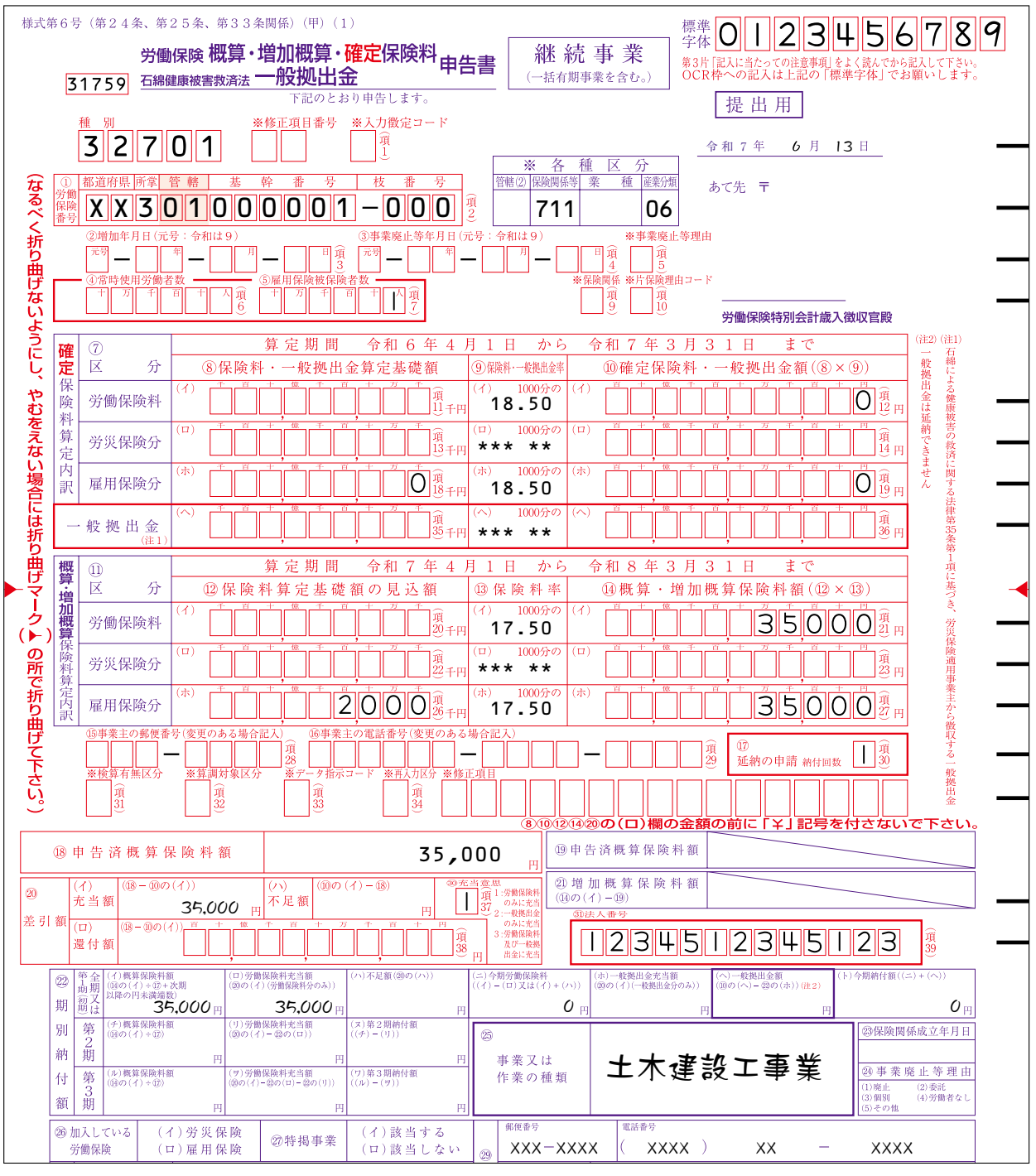
したがいまして、事業主のみなさまにおかれましては、本請求書をできる限り早めに作成していただき、所轄都道府県労働局あてご提出いただきますようお願いいたします。

なお、行使することができる時から２年を経過した後に、本請求書をご提出いただいた場合は、還付を受けることはできませんのでご注意ください。

ご不明な点等がございましたら、所轄都道府県労働局までお問い合わせください。

# 記入例３　現在、労働者を雇っていないが、今後労働者を雇用する見込みがあり、引き続き労働保険を継続する場合

**雇用保険率については記入例であり、実際の保険料の計算にあたっては、申告書に印字されている保険料率を使用してください。**



様式第６号（第２４条、第２５条、第３３条関係）（甲）（１）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金
31759
下記のとおり申告します。

継続事業（一括有期事業を含む。）

標準字体 0123456789
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

種別 32701　※修正項目番号　※入力徴定コード

令和７年　６月　13日

あて先　〒

①労働保険番号 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号：XX301000001－000

※各種区分：管轄② 保険関係等 業種 産業分類：711　06

②増加年月日（元号：令和は９）　③事業廃止等年月日（元号：令和は９）　※事業廃止等理由

④常時使用労働者数　⑤雇用保険被保険者数：1

※保険関係　※片保険理由コード

労働保険特別会計歳入徴収官殿

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶）の所で折り曲げて下さい。）

**確定保険料算定内訳**　算定期間　令和６年４月１日　から　令和７年３月31日　まで

| ⑦区分 | ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 | ⑨保険料・一般拠出金率 | ⑩確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨） |
|---|---|---|---|
| 労働保険料 | (イ) 千円 | (イ) 1000分の 18.50 | (イ) 0 円 |
| 労災保険分 | (ロ) 千円 | (ロ) 1000分の *** ** | (ロ) 円 |
| 雇用保険分 | (ホ) 0 千円 | (ホ) 1000分の 18.50 | (ホ) 0 円 |
| 一般拠出金（注１） | (ヘ) 千円 | (ヘ) 1000分の *** ** | (ヘ) 円 |

**概算・増加概算保険料算定内訳**　算定期間　令和７年４月１日　から　令和８年３月31日　まで

| ⑪区分 | ⑫保険料算定基礎額の見込額 | ⑬保険料率 | ⑭概算・増加概算保険料額（⑫×⑬） |
|---|---|---|---|
| 労働保険料 | (イ) 千円 | (イ) 1000分の 17.50 | (イ) 35000 円 |
| 労災保険分 | (ロ) 千円 | (ロ) 1000分の *** ** | (ロ) 円 |
| 雇用保険分 | (ホ) 2000 千円 | (ホ) 1000分の 17.50 | (ホ) 35000 円 |

（注2）（注1）石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません

⑮事業主の郵便番号（変更のある場合記入）　⑯事業主の電話番号（変更のある場合記入）　⑰延納の申請 納付回数：1

※検算有無区分　※算調対象区分　※データ指示コード　※再入力区分　※修正項目

⑧⑩⑫⑭⑳の（ロ）欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

| | |
|---|---|
| ⑱申告済概算保険料額 | 35,000 円 |
| ⑲申告済概算保険料額 | |
| ⑳差引額 (イ)充当額 | (⑱－⑩の(イ)) 35,000 円 |
| (ロ)還付額 | (⑱－⑩の(イ)) 円 |
| (ハ)不足額 | (⑩の(イ)－⑱) 円 |
| ㉚充当意思 | 1（1：労働保険料のみに充当 2：一般拠出金のみに充当 3：労働保険料及び一般拠出金に充当） |
| ㉑増加概算保険料額 | (⑭の(イ)－⑲) |
| ㉛法人番号 | 1234512345123 |

㉒期別納付額

| | (イ)概算保険料額 | (ロ)労働保険料充当額 | (ハ)不足額 | (ニ)今期労働保険料 | (ホ)一般拠出金充当額 | (ヘ)一般拠出金額 | (ト)今期納付額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1期又は全期初回 | 35,000 円 | 35,000 円 | 円 | 0 円 | 円 | 円 | 0 円 |
| 第2期 | (チ)概算保険料額 円 | (リ)労働保険料充当額 円 | (ヌ)第２期納付額 円 | | | | |
| 第3期 | (ル)概算保険料額 円 | (ヲ)労働保険料充当額 円 | (ワ)第３期納付額 円 | | | | |

㉕事業又は作業の種類：土木建設工事業

㉓保険関係成立年月日

㉔事業廃止等理由（(1)廃止 (2)委託 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他）

㉖加入している労働保険：（イ）労災保険 （ロ）雇用保険

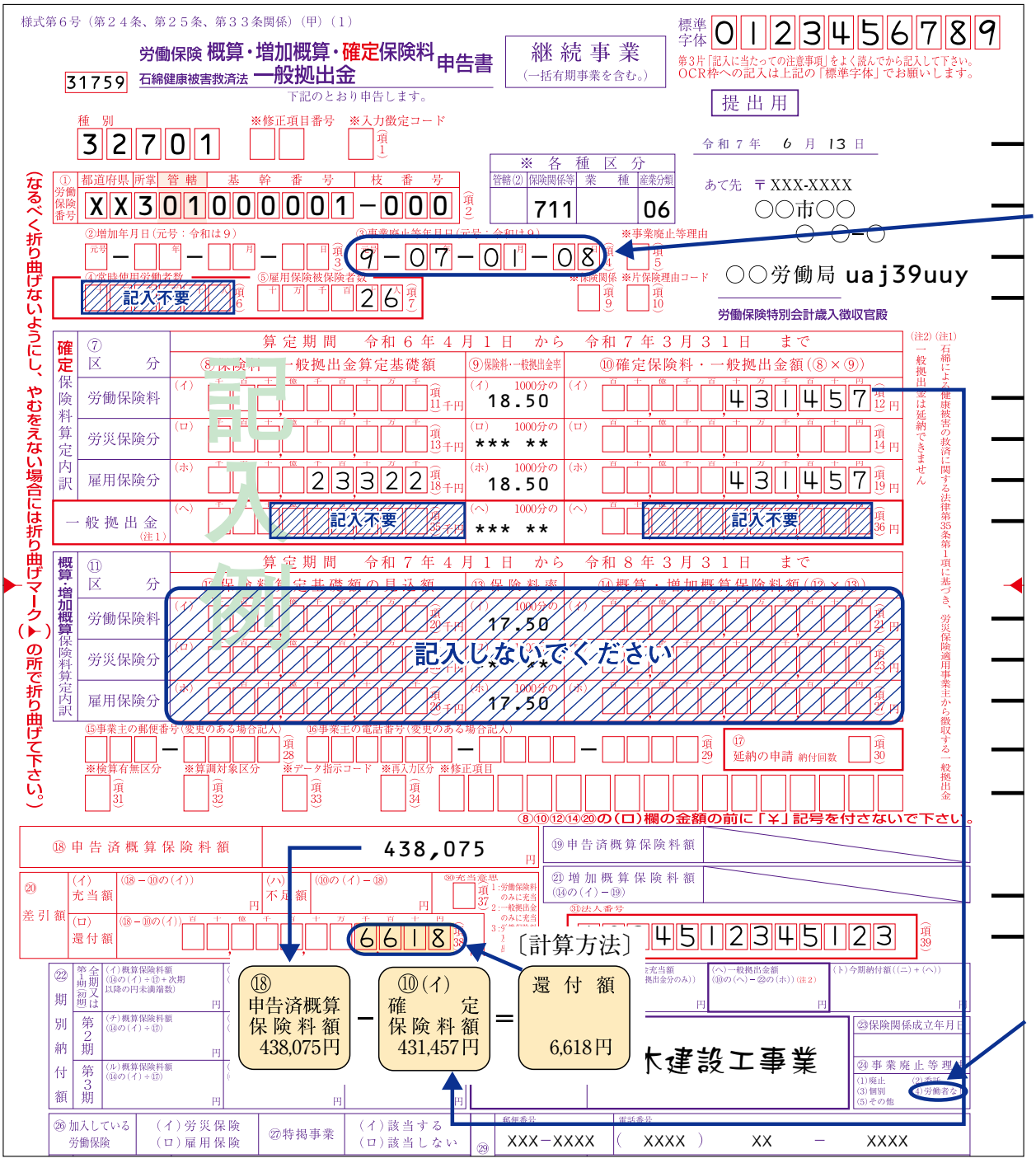
㉗特掲事業：（イ）該当する （ロ）該当しない

㉙郵便番号 XXX－XXXX　電話番号 （XXXX） XX － XXXX

# 記入例４　事業を廃止した場合

**雇用保険率については記入例であり、実際の保険料の計算にあたっては、申告書に印字されている保険料率を使用してください。**

次のような場合には確定申告が必要となります
①令和6年度中に事業廃止した場合②対象となる労働者がいなくなった場合③労働保険事務組合へ事務を委託した場合




（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶）の所で折り曲げて下さい。）

③欄の事業廃止等年月日は必ず記入してください

（納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局へご提出いただきますようお願いします。）

㉔欄のいずれかに必ず○をつけてください

※確定保険料算出の結果、不足が生じた場合は不足額を納付してください。

○現在、対象労働者がいない場合、上記のとおり確定申告が必要となります。ただし、求人を出しているなど労働者を雇用する見込みがある場合は、その見込み賃金額をもって概算申告し、労働保険を継続することもできます。

○昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象にはなりません。詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。